

平成28年12月26日

日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社の託送料金認可申請を認可しました

本日、中部経済産業局は、今年7月末に日本海ガス及び高岡ガスから提出のあった託送供給約款認可申請に対して、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第18条第1項の規定に基づき認可しました。

1. 経緯

中部経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第18条第1項の規定に基づく託送供給約款の認可申請を、今年7月29日に、日本海ガス及び高岡ガスから受理しました。（※）

その後、電力・ガス取引監視等委員会における中立的・客観的かつ専門性の高い厳正な審査を経て、12月8日に中部経済産業局として査定方針を取りまとめ、各社に対し、申請内容の修正を指示しました。

12月22日にガス会社から上記指示を踏まえた補正書の提出があったため、内容を確認したところ、指示どおり修正が行われていることが確認できたため、認可を行いました。

（※）参考：平成28年7月29日付けニュースリリース

http://www.chubu.meti.go.jp/e52gas/ryokin/20160729_takusouyakkan/160729press.html

（お問い合わせ先）

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課長 藤木
担当：中島
電話：076-432-5589（直通）